

特記仕様書

工事名	22-A02D 平成21年度（繰越） 地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業 町道八田井尻線 道路舗装工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町 八田・井尻 地内
工期	契約日の翌日 ～ 平成22年 9月30日

第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）平成22年4月」【京都府】（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」【建設省】及び「土木工事標準設計図集」【近畿地方建設局】によるものとする。

第2条 総則

（標示板の設置）

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事目的」については、以下によるものとする。

工事内容：傷んだ舗装を直しています。

工事種別：道路舗装工事

（表示板の記載例）

[工事表示板]



記載例によりがたい場合は、監督員と協議すること。

第3条 材料及び施工

（再生材の利用について）

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び同込裏込材	
再生粒度調整砕石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」による。
- 2) 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
- 3) 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト魂は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。

(区画線工)

溶融式区画線の「かし担保」期間は18ヶ月とする。

ただし、「かし担保」期間内で、タイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、この限りではない。

第4条 施工計画書

(施工計画書)

共通仕様書第1章第1節1-1-6に規定する施工計画書の有無(有・無)

第5条 工事現場発生品

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他（舗装工）	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	京丹波町 共栄建設(株) リサイクル工場	日曜・祭日を除く	最大粒径50cm以下	11.0 km
	京丹波町 金下建設(株) 京丹波営業所	日曜・祭日を除く	最大粒径40cm以下	8.0 km
	南丹市 (株)宏誠建設	受入休止日：なし 7:00～19:00		12.5 km
	綾部市 浅巻建設(株)	土曜・日曜・祭日 を除く	最大粒径40cm以下	km

※「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」（平成14年6月26日付け4指第337号）の(1)ロに該当する工事に記載する。

※上記①の「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

※上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

（産業廃棄物運搬車両の表示等）

1 自己（社）運搬の場合

1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

・「産業廃棄物運搬車」の文字（同 140ポイント以上（5cm以上））

・事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））

2) 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

2 許可業者に運搬を委託する場合

1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者

に委託すること。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5cm以上））
- ・許可業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））
- ・統一許可番号（下6桁）（同 90ポイント以上（3cm以上））

2) 収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

3) 提出資料

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

（産業廃棄物税）

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

第6条 工事材料の品質

（品質証明書等）

請負者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督員の指示した材料の使用にあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区分	確認材料名	摘要
路上再生路盤	普通ポルトランドセメント	25 kg 詰めのセメント使用
	混合用アスファルト乳剤	JIS 製品以外
舗装工	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
コンクリート製品	コンクリート製品一般	JIS 製品以外

第7条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

（段階確認）

請負者は、下表の工種及び監督職員が指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定期間、測量結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
路上再生工	セメント使用量	セメント散布完了時
	混合深さ	破碎混合完了時

第8条 施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」項目については、下表及び監督職員の指示により実施すること。

種別	細別	試験項目	試験頻度
路上再生工	路上再生路盤	単位面積当たりのセメント量	2回/日
		アスファルト乳剤使用	2回/日

(レディーミクストコンクリート施工の品質確保)

スランプ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも1回以上、監督職員立会いの上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。

(六価クロム溶出試験 [及びタンクリーチング試験])

本工事は、「六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工種について、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」に基づき試験を実施し、試験結果 (計量証明書) を提出するものとする。

なお、本工事で使用する購入土及び発生土について、セメント及びセメント系固化材が混合されている場合は、「六価クロム溶出試験 (及びタンクリーチング試験)」を行うものとし、設計変更の対象とする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数：

路床安定処理 : 施工前 3検体 施工後 1検体 合計3検体

第9条 工事中の安全確保

(ダンプトラック等の過積載防止対策)

請負者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物 (建設発生土、産業廃棄物等) の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等 (以下、「伝票等」という。) を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表 (別添参照) を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員の請求があった場合は、遅滞無く提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

第10条 交通安全管理

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類等については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所管警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準 (案) 以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄所管警察署と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等の増減等が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
町道八田井尻線 3名配置	32名

起点・終点及び施工区間内に配置	
合 計	32名

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

請負者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判断できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

第11条 その他

(路上路盤再生工)

本工事における混合深さ及び添加材、乳材量については、既に路上路盤再生工の構造設計及び配合設計(セメント及びアスファルト乳剤添加量の決定)を実施済みである。

(事前測量)

本工事の施工数量については事前測量を実施し、舗装版切断、路上再生路盤、表層、区画線等に係る数量計算書を監督職員に提出するものとする。

(起終点杭の設置)

本工事においては、起終点杭の設置は不要とする。

第12条 工事書類の簡素化

(工事書類の簡素化)

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。
- 2 共通仕様書第1編第1章総則1-1-6 施工計画書第2項について、軽微な変更の場合(工期や数量だけの変更等)は変更施工計画書の提出を不要とする。
- 3 共通仕様書第1編第1章総則1-1-22 支給材料及び貸与物件第5項については削除するものとする。
- 4 共通仕様書第1編第1章総則1-1-34 工事中の安全確保第10項で規定されている実施状況の報告については、検査時に提示し、内容報告(実施日時、場所、参加者、状況写真、実施項目等を記述)は提出しなければならない。使用した資料等は提示するものとし改めて提出しなくてよいものとする。
- 5 共通仕様書第1編第1章総則1-1-43 官公庁への手続き等第3項については削除するものとする。
- 6 共通仕様書第1編第1章総則1-1-44 施工時期及び施工時間の変更第2項で規定されている休日・夜間作業届については、発注者・請負者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて提出しなくてよいものとする。
- 7 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	完成検査			様式	備考	
				提示	提出	電子納品			
契約関係	当初								
	契約書								
	発注図面								
	特記仕様書								
	工事数量総括表								
	建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-49						提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。	
	現場代理人等通知書	契約書第10条1項							
	請負代金内訳書	契約書第3条1項							
	工事工程表	契約書第3条1項							
	前払金請求書	契約書第34条1項							
	工事着手届								
	完成検査及び引渡し	工事完成届	契約書第31条1項						
		工事目的物引渡書	契約書第31条4項						
		請求書	契約書第32条1項						
	部分引渡し	(指定部分に係る) 工事完成届	契約書第38条1項						
		(指定部分に係る) 工事目的物引渡書	契約書第38条1項						
		(部分引渡しに係る) 請求書	契約書第38条1項						
	部分払い検査	工事出来高届	契約書第37条2項						
		工事出来高内訳書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
		出来高図、数量計算書	契約書第37条2項 共通仕様書1-1-28						
請求書		契約書第37条5項							
修補関係書類	補修(改造)命令書	契約書第31条6項							
	補修(改造)工事完成届	契約書第31条6項							
その他	部分使用承諾願(書)	契約書第33条1項						部分使用がある場合に提出する。	
	工事延期願	契約書第18条～22条						工期延期が発生する場合に提出する。	
工事着手前	工事カルテ受領書(CORINS)	共通仕様書1-1-7							
	施工計画書	共通仕様書1-1-6						軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。(工期や数量だけの変更等の場合)	
	施工体制台帳	共通仕様書1-1-16						請負額3000万円以上(土木)の場合に提出する。	
	施工体系図	共通仕様書1-1-16							
	設計図書の照査確認資料	共通仕様書1-1-3						契約書18条第1項1～5号に該当する事実が有る無しに関わらず、監督職員に提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。)	
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-45						仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。	
	工事測量結果(設計図書との照合)							設計図書との照合結果を監督職員に提出する。	
工事中	工事打合簿(指示)							原本は発注者が保管。	
	工事打合簿(協議、承諾)							ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。	
	工事打合簿(提出、報告、通知、届出)		(メール)					ただし、紙のみの資料は無理な電子化を行わない。施工計画書の提出を除く	
	再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬入、搬出する場合)	共通仕様書1-1-24						計画書は、施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)	
	建設発生土処理計画書 建設発生土処理報告書	共通仕様書1-1-24						自由処分の場合に提出する。計画書は、施工計画書に含め提出する。	
	保管用地届出書	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。	
	運搬指示票	共通仕様書1-1-24						自ら産業廃棄物を保存する場合に該当する。	
	処理委託契約書の写し	共通仕様書1-1-24						再生資源利用促進実施書と併せて提出する。	
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共通仕様書1-1-24						産業廃棄物がある場合に検査時に提示する。提出は不要。	
	運搬管理表	共通仕様書1-1-40 5指第294号							
	関係官公庁協議資料	共通仕様書1-1-43						関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)	
	近隣協議資料	共通仕様書1-1-43						近隣との協議が必要な場合に発注者にその都度報告する。工事打合簿の活用による。	
	材料確認簿		(メール)					メール活用のため様式の追加	
	材料品質証明資料(材料承諾願)	共通仕様書2-1						紙データの電子化は不要。	
	段階確認書	共通仕様書1-1-25	(メール)					契約図書で規定された場合のみ対象。監督員が確認していれば段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) メール活用のため様式の変更	
	確認・立会書	共通仕様書1-1-25	(メール)					メール活用のため様式の追加	
	休日、夜間作業届	共通仕様書1-1-44	(メール)					メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要。	
	工事履行報告書	契約書第11条						月報報告。ただし、電子納品でない場合は紙による提出。	

土木工事書類一覧表

分類	提出書類	根拠法令等	発注者へ提出	完成検査			様式	備考	
				提示	提出	電子納品			
安全管理	安全訓練報告書	共通仕様書1-1-34						実施計画は、施工計画書に記述する。報告書様式の追加	
	安全訓練実施資料								
	工事事務報告書	共通仕様書1-1-37						速報は、口頭で連絡する。	
	災害防止協議会活動記録								
	店社パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法第28条の2他							
	安全巡視、TBM、KY実施記録								
	新規入場者教育実施記録								
	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針							
施工管理	工程管理	実施工程表	共通仕様書1-1-31					ただし、電子納品でない場合は紙による提出。	
	出来形管理	出来形成果表	共通仕様書1-1-26						出来形測量を基に出来形数量を算出し、設計値と実測値を対比する。
		出来形図	共通仕様書1-1-26						
		出来形管理図表	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
		出来形管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26,27						監督・検査において使用することが無いため不要。
		ヒストグラム(出来形)	共通仕様書1-1-26,27						監督・検査において使用することが無いため不要。
		品質管理	各種試験データ資料	共通仕様書1-1-26,27					
	品質管理	品質管理図表	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。
		品質管理図(工程能力図)	共通仕様書1-1-26,27						品質管理図表に含まれるため削除。
		ヒストグラム(品質)	共通仕様書1-1-26,27						測定数が10点未満の場合は作成不要。(ただし、特殊な場合(ダムコンクリート等)を除く)従来は5点未満が不要
		写真管理	工事写真(概要版)	共通仕様書1-1-26,27					
	支給品貸与品現場発生品	写真管理	工事写真	共通仕様書1-1-26,27		○			
		支給品貸与品現場発生品	支給品精算書	共通仕様書1-1-22					
建設機械使用実績報告書			共通仕様書1-1-22						建設機械の貸与がある場合に提出する。
現場発生品調書			共通仕様書1-1-23						現場発生品がある場合に提出する。
要求書			共通仕様書1-1-22						支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。
支給材料受領書			契約書第15条3項						支給品を受領した場合に提出する。
建設機械借用返納書			契約書第15条3項						建設機械の貸与がある場合に提出する。
その他	材料納入伝票		共通仕様書2-1.2 契約書第13条						
	建退共実績報告書	共通仕様書1-1-49						様式の変更	
	建退共証紙受払資料							受払簿、出面表、辞退届については検査時に提示する。実績報告書の提出	
	社内検査報告書								
	イメージアップ	特記仕様書						イメージアップ対象工事の場合に提出する。実施内容は施工計画書に記載する。	
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	特記仕様書						高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる。	
	新技術活用関係資料	特記仕様書						新技術(NETIS)実施工事の場合に提出する。請負者提案の場合は監督職員へ提出する。	
	工事完成図書納品書								
	特記で提出が明記されている資料								

運搬管理表の様式（例）

運 搬 管 理 表

工事名								現場代理人	監理(主任)技術者
工事番号									
運搬物の名称・規格									
日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (繰りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
合計									

- 注1) 本様式は例示である。
 注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。
 注3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。
 注4) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)
 注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。
 注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディミクストコンクリートの場合に記入する。
 注7) 品質管理欄は、レディミクストコンクリートの場合に品質管理試験等の実施の有無を記入する。
 注8) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。
 注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例1（生コンクリートの例）

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事							現場代理人	監理(主任)技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇								
運搬物の名称・規格	レディミクストコンクリート (18-8-40 高炉)								
日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (繰りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800 kg	4.0m3		9:00	9:45	○		
H16.1.15	い 56-78	9800 kg	4.0m3	8.0m3	9:30	10:10			
H16.1.20	あ 12-34	9800 kg	3.5m3	3.5m3	15:00	15:40	○		
合計				11.5m3					

運搬管理表の記入例1（生コンクリートの例）

運 搬 管 理 表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事							現場代理人	監理(主任)技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇								
運搬物の名称・規格	コンクリート殻 (無筋)								
日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (繰りませ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800kg	0.970 t					12345678	
H16.1.15	い 56-78	9800kg	0.968 t	1.938 t				12345679	
H16.1.16	あ 12-34	9800kg	0.850 t	0.850 t				12345680	
合計				2.788 t					